

◎新潟県告示第1253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	居多の里	上越市五智2丁目1番3号	小規模多機能型 居宅介護	H29. 9. 27
社会福祉法人 上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	居多の里	上越市五智2丁目1番3号	介護予防小規模 多機能型居宅介護	H29. 9. 27
社会福祉法人 御幸会	新発田市中央町4丁目6番6号	特別養護老人ホーム しばた	新発田市下中山246番1	介護予防短期入所生活介護	H29. 9. 6
社会福祉法人 御幸会	新発田市中央町4丁目6番6号	デイサービスセンターしばた	新発田市下中山246番1	介護予防通所介護	H29. 11. 7